

○豊中市体育施設条例施行規則

平成27年3月27日

規則第63号

改正 平成28年3月28日規則第42号
平成28年9月30日規則第99号
平成29年3月28日規則第33号
平成30年3月14日規則第10号
平成30年5月28日規則第41号
平成31年3月19日規則第27号
令和2年6月29日規則第63号
令和3年3月30日規則第29号
令和3年6月4日規則第49号
令和5年3月22日規則第13号
令和5年3月22日規則第20号
令和6年3月26日規則第35号
令和6年10月30日規則第61号
令和6年12月19日規則第78号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休館日)

第2条 体育施設（以下「施設」という。）の使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがある。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第4条第1項の規定により施設を使用（温水プールにあっては30人以上の団体による使用、豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルームにあっては専用使用の場合に限る。）しようとする者は、あらか

じめ市長に使用承認申込書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる施設を除き、使用する日（以下「使用日」という。）の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルーム

(2) グリーンスポーツセンター、大門公園野球場、豊島公園野球場、千里北町公園野球場、ふれあい緑地少年野球場、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場、ふれあい緑地庭球場、ふれあい緑地球技場及び二ノ切少年球技場

(3) 庭球場休憩所会議室

3 前項第1号に掲げる施設に係る第1項の規定による申込みは使用日の属する月の3月前の初日から10日までの間に、前項第2号に掲げる施設に係る第1項の規定による申込みは使用日の属する月の1月前の初日から10日までの間に、前項第3号に掲げる施設に係る第1項の規定による申込みは使用日の属する月の1月前の初日からそれぞれ受け付けるものとする。

4 第2項第1号及び第2号に掲げる施設については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申込みの期間後において、当該施設の申込みを行った者がいないときは、当該申込みの期間後においても申込みを受け付けることができる。

5 第1項の規定による申込みは、団体又はグループを単位として行うものとする。ただし、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場、ふれあい緑地庭球場、庭球場休憩所会議室及びグリーンスポーツセンター（条例別表第7に定める球技場及び球技場夜間照明施設を除く。）に係る申込みについては、この限りでない。

（使用制限の特例）

第4条 条例第5条ただし書の市長が必要と認めるときは、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（スポーツに限る。）とする。

（使用承認）

第5条 施設の使用承認は、第3条第1項の使用承認申込書を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、施設の使用を承認したときは、使用承認書を申込者に交付する。

3 前項の規定にかかわらず、温水プール、豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルームの使用を承認したときは、第3条第1項

の規定により使用承認申込書を提出する場合を除き、入場券を申込者に交付する。

(特別の設備又は装飾の承認の申込み)

第6条 条例第10条第1項の規定により特別の設備又は装飾をしようとする者は、設備等設置承認申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別の設備又は装飾を承認したときは、設備等設置承認書を申込者に交付する。

(使用時間の計算及び延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、承認なく使用時間を延長することができない。ただし、温水プールの使用については、この限りでない。

3 使用者は、使用時間の延長について承認を受けたときは、当該延長に係る使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用承認書の提示)

第8条 使用者(温水プール使用者を除く。)は、その使用中第5条第2項の規定により交付された使用承認書又は同条第3項の規定により交付された入場券を携帯し、施設の職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用料)

第9条 条例第7条第1項及び第2項に規定する使用料の額は、別表第2から別表第13までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者及び障害者並びに高齢者団体及び障害者団体の使用に係る使用料の額は同項の規定による額の2分の1に相当する額と、小人団体の使用に係る使用料の額は同項の規定による額の3分の1に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、使用者が前項の障害者団体であって、かつ、同項の小人団体である場合にあつては、当該使用者の使用に係る使用料の額は、第1項の規定による額の6分の1に相当する額とする。

4 前2項の規定による使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 本条の高齢者、障害者及び介助者並びに高齢者団体、障害者団体及び小人団体の範囲は、市長が別に定める。

(使用料の減免)

第10条 条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき 免除
- (2) 市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき 免除
- (3) 公共団体の後援する事業に使用するとき 使用料の5割減額
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長の定める割合の減額

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、市長に使用料減免申込書を提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用料減免申込書によらず、市長が別に定める方法により申込みを行うことができる。

3 前項本文の規定による使用料減免申込書の提出は、使用承認のあった日から使用日までの間に行わなければならない。

4 第1項の規定による減免後の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料の返還)

第11条 条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額
- (2) 使用日の5日前までに第3条第2項第2号に規定する施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき 既納の使用料の全額
- (3) 使用日の30日前までに第3条第2項第2号に規定する施設以外の施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき 既納の使用料の5割の額

(建物等の滅失等の届出)

第12条 使用者は、建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、直ちに届け出て、施設の職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、施設の使用が終わったときは、直ちに届け出て、施設の職員の確認を受けなければならない。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

(指定管理者の公募)

第14条 条例第13条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の

広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

- (1) 施設の名称, 所在地及びその概要
- (2) 指定管理者(条例第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 応募に必要な資格
- (5) 指定管理者の指定の申込みの手続
- (6) その他市長が必要と認める事項
(指定申込書の提出等)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは, 指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定管理者指定申込書には, 条例第13条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第12条第2項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)に関する収支計画書
- (2) 施設に関する管理体制計画書
- (3) 個人情報の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)の定款, 寄付行為, 規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては, 登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書, 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の指定管理者指定申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定の基準)

第16条 条例第13条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は, 次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用

しない体制が整備されているものであること。

- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 市内のスポーツ団体と広く連携する能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認めて定める基準

(事業報告書の記載事項)

第17条 条例第15条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 施設の使用料の収入の状況
- (4) 指定管理業務に係る経費の収支状況
- (5) その他施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項
(利用料金の減免)

第18条 条例第17条の規定による利用料金の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき 免除
- (2) 市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき 免除
- (3) 公共団体の後援する事業に使用するとき 利用料金の5割減額
- (4) 30人以上の団体により温水プールを使用するとき 利用料金の2割減額

2 前項に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が市長の承認を得て定める方法により指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、免除又は減額に必要な措置を講じるものとする。

(利用料金の返還)

第19条 指定管理者は、条例第18条第1項に規定する者が当該者の責めによらない事由によって使用承認を受けた施設を使用することができないときは、既納の利用料金の全額を同条第2項ただし書の規定により当該者に返還するものとする。

(申込書等の様式)

第20条 この規則による申込書等の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第21条 この規則の施行についての必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 令和3年6月1日前に同月5日から同月20日までの期間（次項において「特例期間」という。）における施設の使用の承認を受けた者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当該施設を利用しなかった場合における条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

(1) 承認を受けた使用の時間（以下この項において「承認使用时间」という。）の始期から終期までの間、当該施設を利用しなかったとき 既納の使用料（当該承認使用時間に係るものに限る。次号において同じ。）の全額

(2) 承認使用时间（その終期が20時を超えるものに限る。）のうち20時から当該承認使用時間の終期までの間、当該施設を利用しなかったとき（前号に掲げるときを除く。） 既納の使用料から当該使用料を当該承認使用時間の始期から終期までの時間数で除した数に当該承認使用時間の始期から20時までの時間数を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額を減じて得た額

3 令和3年6月1日以後に特例期間における施設（豊島公園野球場及びグリーンスポーツセンターに限る。）の使用の承認を受けた者が当該使用をする場合における別表第5、別表第12及び別表第13の規定の適用については、別表第5（豊島公園野球場夜間照明施設の項を除く。）中「2時間」とあるのは「1時間」と、「12,000円」とあるのは「6,000円」と、別表第12（バーベキュー場の項を除く。）中「2時間」とあるのは「1時間」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「2,100円」とあるのは「1,050円」と、「1,000円」とあるのは「500円」と、別表第13中「200」とあるのは「100」と、「100」とあるのは「50」と、同表備考の1中「別表第12」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた別表第12」とする。

附 則（平成28年3月28日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月28日規則第41号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第27号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

2 第2条の規定による改正後の豊中市体育施設条例施行規則別表第5から別表第7まで及び別表第10から別表第12までの規定は、令和元年9月1日以後に徴収する同年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和2年6月29日規則第63号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の豊中市体育施設条例施行規則別表第12及び別表第13の規定は、令和2年9月1日以後に徴収する同年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（令和3年3月30日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月4日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊中市体育施設条例施行規則附則第2項及び附則第3項の規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則（令和5年3月22日規則第13号抄）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第20号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条並びに別表第6及び別表第9（備考を除く。）の改正規定 令和5年4月1日

(2) 別表第2の改正規定（別表第2の2の表を削り、別表第2の1の表を別表第2とする改正規定を除く。）並びに別表第4、別表第5、別表第7（備考を除く。）及び別表第8（備考を除く。）の改正規定 令和5年7月1日

2 この規則による改正後の豊中市体育施設条例施行規則（以下「新体育施設条例施行規則」という。）第9条の規定は、この規則の公布の日以後に徴収する令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 新体育施設条例施行規則別表第2，別表第4，別表第8及び別表第9の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する同年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

4 新体育施設条例施行規則別表第5，別表第6及び別表第7の規定は、令和5年6月1日以後に徴収する同年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第35号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月30日規則第61号）

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第5の改正規定 令和7年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

2 この規則による改正後の豊中市体育施設条例施行規則別表第5の規定は、令和7年3月1日以後に徴収する同年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表第1

施設の名称	使用時間	休館日
豊島体育館	9時から21時まで	12月29日から翌年1月3日まで及び毎月末日（当該末日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）
柴原体育館		
庄内体育館		
千里体育館		
武道館ひびき		
高川スポーツルーム		
二ノ切温水プール	9時から20時まで	12月28日から翌年1月4日まで並びに豊島温水プールは毎週月曜日、二ノ切温水プール及び二ノ切温
豊島温水プール		
二ノ切温水プール会議室	9時から21時まで	

		水プール会議室は毎週火曜日
豊島公園野球場	(1) 4月1日から1	12月29日から翌年1月3日まで
豊島公園野球場会議室	1月30日まで 9 時から21時まで (2) 12月1日から 翌年3月31日まで 9時から17時まで	
豊島公園野球場夜間照明施設	4月1日から11月3 0日まで 9時から2 1時まで	
グリーンスポーツセンター	9時から21時まで	
大門公園野球場	(1) 夏期 9時から	
千里北町公園野球場	19時まで	
ふれあい緑地少年野球場	(2) 冬期 9時から	
豊島公園庭球場	17時まで	
千里東町公園庭球場		
野畑庭球場		
ふれあい緑地庭球場		
庭球場休憩所会議室		
ふれあい緑地球技場		
二ノ切少年球技場		

備考 この表における夏期とは、5月1日から8月31日までをいい、冬期とは、1月1日から4月30日まで及び9月1日から12月31日までをいう。

別表第2

体育館使用料金表

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料
	9時か ら12 時まで	13時 から1 7時ま	18時 から2 1時ま	9時か ら17 時まで	13時 から2 1時ま	9時か ら21 時まで	(1時 間以内 につ

			で	で	で	で	で	き)	
専用 使用	豊島体育館	競技場 (更衣室を含む。)	円 18,900	円 25,200	円 18,900	円 44,100	円 44,100	円 63,000	円 6,300
		会議室	1,350	1,800	1,350	3,150	3,150	4,500	450
		トレーニング室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	700
		競技役員室	450	600	450	1,050	1,050	1,500	150
	柴原体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	5,400	7,200	5,400	12,600	12,600	18,000	1,800
		第2競技場 (更衣室を含む。)	2,250	3,000	2,250	5,250	5,250	7,500	750
		会議室	670	910	670	1,580	1,580	2,250	220
	庄内体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000	4,200
		第2競技場 (更衣室を含む。)	5,700	7,600	5,700	13,300	13,300	19,000	1,900
		トレーニング室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	700
		会議室	1,350	1,800	1,350	3,150	3,150	4,500	450
	千里体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	18,900	25,200	18,900	44,100	44,100	63,000	6,300

	む。)							
	第2競技場 (更衣室を含む。)	8, 5 5 0	1 1, 4 0 0	8, 5 5 0	1 9, 9 5 0	1 9, 9 5 0	2 8, 5 0 0	2, 8 5 0
	第3競技場 (更衣室を含む。)	3, 3 7 0	4, 5 1 0	3, 3 7 0	7, 8 8 0	7, 8 8 0	1 1, 2 5 0	1, 1 2 0
	トレーニング室	2, 1 0 0	2, 8 0 0	2, 1 0 0	4, 9 0 0	4, 9 0 0	7, 0 0 0	7 0 0
	会議室	4, 0 5 0	5, 4 0 0	4, 0 5 0	9, 4 5 0	9, 4 5 0	1 3, 5 0 0	1, 3 5 0
高川スポーツ ルーム	多目的室	2, 7 0 0	3, 6 0 0	2, 7 0 0	6, 3 0 0	6, 3 0 0	9, 0 0 0	9 0 0
	トレーニング室	2, 1 0 0	2, 8 0 0	2, 1 0 0	4, 9 0 0	4, 9 0 0	7, 0 0 0	7 0 0

備考

- 1 市が主催する各種スポーツ及びレクリエーション教室が終了後、当該競技場及び会議室を使用承認した場合の使用料金は、超過使用料に相当する額とする。
- 2 豊島体育館、庄内体育館及び千里体育館の第1競技場の使用区分は、全面、3分の2面、半面又は3分の1面とする。
- 3 会議室の使用区分は、庄内体育館にあつては全室又は半室とし、千里体育館にあつては全室、3分の2室又は3分の1室とする。
- 4 豊島体育館、庄内体育館及び千里体育館の第1競技場の3分の2面、半面及び3分の1面の使用料は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 5 会議室の3分の2室、半室及び3分の1室の使用料は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 6 休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）に専用使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 7 市外居住者（市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市の区域内に存する学校に在学する者又はその構成員のうち市の区域内に住所を有す

る者、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市の区域内に存する学校に在学する者の割合が7割以上である団体を除く。以下同じ。)が専用使用するとき、当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の6の規定による使用料金)の10割を加算する。

8 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき(アマチュアスポーツに限る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の6の規定による使用料金)の20割を、市外居住者が当該専用使用するときには備考の7の規定による使用料金の20割を加算する。

9 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき(プロスポーツに限る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の6の規定による使用料金)の40割を、市外居住者が当該専用使用するときには備考の7の規定による使用料金の40割を加算する。

10 この表における大人及び小人の範囲は、市長が別に定める。

別表第3

体育館附属設備使用料金表

スポーツ備品 用具	区分	使用料					備考
		豊島体 育館	柴原体 育館	庄内体 育館	千里体 育館	高川ス ポーツ ルーム	
バレーボール 用具	1組1回 につき	円 200	円 200	円 200	円 200	円	支柱(ネット、審判台及び 得点板を含む。)
バスケットボ ール用具	1組1回 につき	200	200	200	200		ゴール1対(得点板を含 む。)
バドミントン 用具	1組1回 につき	100	100	100	100		支柱(ネット及び得点板を 含む。)
卓球用具	1台1回 につき	100	100	100	100	100	卓球台(ネット、支柱及び 得点板を含む。)
放送用具	1式1回 につき	100	100	100	100	100	マイク、アンプ1組
ハンドボール 用具	1組1回 につき	200		200	200		ゴール1対(ネット及び得 点板を含む。)

テニス用具	1組1回 につき	200		200	200		支柱, ネット
体操用具	1組1回 につき	100	100	100	100	100	エアロビマット10枚セット
							マット1枚
							トランポリン1台(補助台及びセフティマットを含む。)
							ポータブルステージ1台
							跳び箱1台(踏切板及びマット1枚を含む。)
							平均台1台(セフティマットを含む。) 体育遊具1セット(種類ごと)
電光表示盤	1組1回 につき	600		600	600		電光表示盤・操作盤・表示器セット
太鼓	1台1回 につき				100		太鼓, バチ1組

備考

- この表における1回とは、別表第2の区分をいう。ただし、同表備考の1の規定により承認した場合は、当該承認時間を1回とする。
- この表の体操用具の使用料は、備考欄の各区分に掲げる用具ごとの使用料金をいう。
- 別表第2備考の6から備考の9までの規定は、この表について適用する。

別表第4

二ノ切温水プール会議室使用料金表

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	(1時間 以内につ

	で	まで	まで	で	まで	で	き)
会議室	円	円	円	円	円	円	円
	3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000	1,200

備考

- 1 休日に使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が会議室を使用するとき、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金）の10割を加算する。
- 3 別表第2備考の1の規定は、この表について適用する。

別表第5

野球場使用料金表

名称	単位		使用料	
豊島公園野球場	1回	2時間	12,000円	
大門公園野球場			3,000円	
千里北町公園野球場				
ふれあい緑地少年野球場				
豊島公園野球場会議室	午前	9時から12時まで	500円	
	午後	13時から17時まで	600円	
	夜間	18時から21時まで	500円	
豊島公園野球場夜間照明施設	1回	1時間	全点灯	8,000円
			4分の3点灯	6,000円
			2分の1点灯	3,500円

備考

- 1 休日に専用使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が専用使用するとき、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金）の10割を加算する。
- 3 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金）の20割を、市外居住者が当該専用使用をするときは備考の2の規定による使用料金の20割を加算する。
- 4 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（プロスポーツに限

る。)は当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の1の規定による使用料金)の40割を、市外居住者が当該専用使用をするときは備考の2の規定による使用料金の40割を加算する。

別表第6

野球場附属設備使用料金表

名称	単位	使用料	備考
スコアボード	1回1時間	500円	放送室を含む。
バッティングゲージ	1台1時間	350円	
放送用具	1式2時間	100円	マイク、アンプ1組

備考 別表第5備考の規定は、この表について適用する。

別表第7

庭球場使用料金表

区分	使用料		
	単位	料金	
庭球場	1面(2時間以内)	豊島公園	1,800円
		千里東町公園	
		ふれあい緑地	
		野畑	
庭球場休憩所会議室	1回(1時間以内)	150円	

備考 別表第2備考の6及び備考の7の規定は、この表について適用する。

別表第8

武道館ひびき使用料金表

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用料
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
専用	円 3,37	円 4,51	円 3,37	円 7,88	円 7,88	円 11,2	円 1,12

使用		0	0	0	0	0	50	0
	第1競技場	8,100	10,800	8,100	18,900	18,900	27,000	2,700
	第2競技場	8,100	10,800	8,100	18,900	18,900	27,000	2,700
	弓道場	4,050	5,400	4,050	9,450	9,450	13,500	1,350
	多目的室	1,350	1,800	1,350	3,150	3,150	4,500	450
	大会議室	2,700	3,600	2,700	6,300	6,300	9,000	900
	小会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300

備考

- 1 第1競技場及び第2競技場の専用使用区分は、全面、3分の2面、半面又は3分の1面とする。
- 2 弓道場の専用使用区分は、6射、3射又は2射とする。
- 3 大会議室の使用区分は、全室又は半室とする。
- 4 第1競技場及び第2競技場の専用使用の3分の2面、半面及び3分の1面の使用料金は、それぞれ当該使用料金の3分の2に相当する額、半額及び3分の1に相当する額とする。
- 5 弓道場の専用使用の3射及び2射の使用料金は、それぞれ当該使用料金の半額及び3分の1に相当する額とする。
- 6 大会議室の半室の使用料金は、当該使用料金の半額に相当する額とする。
- 7 別表第2備考の6から備考の8まで及び備考の10の規定は、この表について適用する。

別表第9

武道館ひびき附属設備使用料金表

スポーツ備品器具	区分	使用料	備考
卓球台（支柱ネット含む。）	1台1回につき	円 100	1回とは別表第8の専用使用時間区

バドミントン支柱（ネット含む。）	1組1回につき	100	分をいう。
ワイヤレスマイク・アンプ	1組1回につき	100	
プレイヤー	1台1回につき	100	
巻わら	1台1回につき	100	
的（弓道場）	1ヶ1回につき	100	
太鼓	1台1回につき	100	
体操用具	1組1回につき	100	
空手マット	1組1回につき	100	

備考 別表第2備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第10

ふれあい緑地球技場使用料金表

区分	午前	午後	夜間（夏期に限る。）
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から19時まで
使用料	20,000円	20,000円	10,000円

備考 別表第1備考及び別表第2備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第11

ふれあい緑地球技場附属設備使用料金表

スポーツ備品器具等	区分	使用料	備考
サッカー用具	1組1回につき	円 400	ゴール1対（ネット、コーナーフラッグ及び得点板を含む。）
ラグビーフットボール用具	1組1回につき	400	ゴール1対（コーナーフラッグ及び得点板を含む。）
アメリカンフットボール用具	1組1回につき	400	ゴール1対（パイロン及び得点板を含む。）
放送用具	1式1回につき	200	マイク、アンプ1組
テント	1組1回につき	200	集会テント1張（会議机及び折りたたみ椅子を含む。）
タイマー	1組1回につき	200	タイマー・スイッチ・スタンド・カバーセット

備考

- 1 この表における1回とは、別表第10の区分をいう。
- 2 別表第2備考の6から備考の8までの規定は、この表について適用する。

別表第12

グリーンスポーツセンター使用料金表

名称	単位	使用料
庭球場	1面（2時間以内）	1,800円
屋根付庭球場	1面（2時間以内）	2,100円
庭球場夜間照明施設	1回（1時間以内）	500円
球技場	1回（2時間以内）	1,000円
球技場夜間照明施設	1回（1時間以内）	2,000円
バーベキュー場	1回（2時間以内）	100円

備考 別表第2備考の6及び備考の7の規定は、この表について適用する。

別表第13

グリーンスポーツセンター附属設備使用料金表

スポーツ備品器具等	区分	使用料	備考
サッカー用具	1組1回につき	200円	ゴール1対（ネット、コーナースタンド及び得点板を含む。）
放送用具	1式1回につき	100円	マイク、アンプ1組
テント	1組1回につき	100円	集会テント1張（会議机及び折りたたみ椅子を含む。）
バーベキュー用具	1式1回につき	300円	コンロ、鉄板等

備考

- 1 この表における1回とは、別表第12の単位をいう。
- 2 別表第2備考の6及び備考の7の規定は、この表について適用する。